

★弘前市では保育料を軽減しています★

お子様が保育所、認定こども園または幼稚園に通うための費用は、保護者の方が納める保育料と国・県・弘前市の負担金で賄われています。

弘前市では厳しい財政状況の中、保護者の負担を軽減するため、国の保育料基準額から独自に平均で4割程度軽減しています。

施設運営費用 総額約61億2千万円

① 国が定めた教育・保育費用の負担割合(全体)

国負担 約37%	県負担 約19%	弘前市負担 約19%	国の保育料基準額 約25%
-------------	-------------	---------------	------------------

② 弘前市での実際の教育・保育費用の負担割合(全体)

国負担 約37%	県負担 約19%	弘前市負担 約28%	皆様の保育料 約16%
-------------	-------------	---------------	----------------

弘前市では法定負担額11億7千万円のほか、市独自の取り組みとして、保護者の保育料を総額5億7千万円、負担割合で約9%軽減しています。

※平成28年度決算より

例：2歳児（保育標準時間）で保育料区分D1の場合（共働きのふたり親を想定）

国の保育料基準額は月額30,000円ですが、弘前市では独自に12,500円軽減し、保育料を月額17,500円としています。



保育所等の施設に通うためには人件費などの多額の費用が必要で、保育認定の場合1人当たり月平均で0歳児約19万円、1～2歳児約12万円、3歳児約7万円、4歳以上児約6万円かかります。

保育料の未納は施設運営や保育サービスに重大な影響を及ぼしますので、定期納付にご協力をお願いいたします。